

石綿作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条により、建設業においては「石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行わせる場合」は、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する石綿作業主任者技能講習を修了した者でなければ当該業務に従事させてはならないことになっています。

つきましては、当支部では標記の技能講習を下記のとおり実施することとしましたので、ご案内申し上げます。

なお、平成18年3月31日までに「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者は、「石綿作業主任者」の業務も行うことができます。

<p>講習日時等</p>	<p>◆ 令和4年 5月24日（火）～ 25日（水）【2日間】 ◆ 令和4年11月 8日（火）～ 9日（水）【2日間】</p> <p>■健康障害及びその予防措置に関する知識 [2時間] ■作業環境の改善方法に関する知識 [4時間] ■保護具に関する知識 [2時間] ■関係法令 [2時間] ■修了試験 [1時間]</p> <p>※使用テキスト：建設業労働災害防止協会発行 「石綿作業主任者テキスト」「目で見える石綿作業の安全」</p>
<p>会場</p>	<p>建設業安全衛生技術センター （沖縄県沖縄市海邦町3-17 ☎098-934-1660）</p>
<p>定員</p>	<p>80名 ※定員に達し次第締切らせていただきます。</p>
<p>受講料</p>	<p>【一般価格】 12,180円（受講料9,420円+テキスト2,760円） 【会員価格】 11,410円（受講料9,420円+テキスト1,990円）</p> <p>※会員価格は、建災防沖縄県支部会員事業場が受講料等を負担する場合にのみ該当いたします。 会員事業場からのお申し込みであっても、受講料を受講者個人が負担する場合は一般価格となります。（会員事業場に所属する受講者に限りません。）</p>
<p>申込方法</p>	<p>■随時受付いたしますので、所定の申込用紙を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習会の1ヶ月前までに、日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付いたします。 ※申込書はホームページからも印刷できます。 https://www.kensaibou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索</p>

